

介護保険施設入所者の居住費・食費に係る減額認定の申請について

日頃から、保健福祉行政に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、施設サービスに係る居住費（滞在費）・食費については、本人の申請により市民税非課税世帯であって次の要件をすべて満たした方に対して下記のような減額措置が取られています。

＜対象要件＞

- ・住民票上世帯が異なる（世帯分離している）配偶者が市民税を課税されていないこと。
- ・預貯金等が各所得段階ごとに、要件に当てはまっていること（下記参照）。

つきましては、該当になるとと思われる方は「介護保険利用者負担限度額認定申請書」及び同意書に記入、預貯金・有価証券に係る通帳等の写しとともに伊那市社会福祉課、高遠町総合支所又は長谷市民福祉課保健福祉係（健康増進センター内）へ提出をお願いします。

減額の認定期間は、申請書受付月の1日（又は要件該当日）から次の7月31日までとなり、毎年更新申請が必要です。

記

所得段階	所得要件	資産要件 (夫婦)	居住費の上限(日額)			食費の上限(日額)
			ユニット 型個室	ユニット型個 室的多床室・ 従来型個室	多床室	施設サービス (ショートステイ)
1	・生活保護の受給者等 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税	1,000万円 (2,000万円) 以下	820円	(1) 490円 (2) 320円	0円	300円
2	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	650万円 (1,650万円) 以下	820円	(1) 490円 (2) 420円	370円	390円 (600円)
3 ①	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	550万円 (1,550万円) 以下	1,310円	(1) 1,310円 (2) 820円	370円	650円 (1,000円)
3 ②	世帯全員が市民税非課税で、第3段階①に該当しない方	500万円 (1,500万円) 以下				1,360円 (1,300円)

※施設の設定した居住費・食費が限度額を下回る場合は、施設の設定した金額の負担となります。

※居住費の上限の、従来型個室の(1)は介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院・短期入所療養介護を利用した場合の額となります。(2)は特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)又は短期入所生活介護を利用した場合の額となります。

※対象施設…特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、病院の介護療養型施設、地域密着型介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護施設(グループホーム)注

【注：第1・2段階の方のみ、月34,500円(上限)の減額対象となります】